

## 第34回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成29年 4月25日(火) 9時04分～9時50分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

### 3 出席委員(12人出席)

① 新穂 敏憲    ② 坂口 輝美    ③ 富永 勝志    ④ 石原 千代年  
⑤ 堂後 善人    ⑥ 尻無濱 俊幸    ⑦ 高原 熊夫    ⑧ 平田 修二  
⑨ 京田 提樹    ⑩ 松下 輝男    ⑪ 石坂 務    ⑫ 田嶋 輝男

### 4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

### 5 議事日程

議案第16号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 非農地証明願いについて

議案第21号 農用地利用集積計画について

その他(報告等)・・・なし

### 6 農業委員会事務局等出席職員

○ 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)  
新坂 謙二 (次長兼管理係長)  
上脇 重樹 (管理係)  
榎木 海斗 (管理係)  
酒井 結華子 (管理係)

○ 農政課 野中 義昭 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

おはようございます。今回から9時からの開会となり皆様にご案内しましたが、みなさんお揃いのようなので、ただ今から第34回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1 議事録署名委員の指名**であります。議長において、1番 新穂 敏憲委員、2番 坂口 輝美委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第34回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3 諸報告**であります。4月3日には、農業委員会事務局職員の辞令交付を行いました。同日、副市長就任式にも出席いたしました。

7日には、鶴翔高等学校の入学式に出席いたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 （田嶋 輝男）

**日程第4 議案第16号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について**を議題といたしますが、本件の中に〇〇番〇〇〇委員の案件が含まれており、議事参与の制限に該当します。

つきましては、まず〇〇番〇〇〇委員の案件以外についてを議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 （木原 香太）

農政課の木原です。4月から農政課に配属になりまして、まだ、1日1日が勉強と思っていますので、本日は、よろしく申し上げます。

それでは、議案第16号 農用地利用集積計画の『農地中間管理事業分』平成29年度第2号についてご説明いたします。

今回の計画は、平成29年3月2日締切の第1期公募へ載せたものであります。

本日の総会でご審議いただきます農用地利用配分計画（案）は、農地中間管理機構へ事前に提出し、審査の結果、配分計画（案）については、問題ないとの回答を得ております。

そこで所有者から農地中間管理機構への中間管理権を移すため「農地中間管理事業に係る農用地等の貸借に関する事務処理要領第13条第4項」の規定に基づき、農業委員会における農用地利用集積計画の決定を受けようとするものです。

この議案が認められれば、公告年月日は、平成29年5月1日となります。

今回、地域といたしましては、楠田・前川原地区、松元地区、波留地区の3地区と、追加申込分といたしましては、西光地区、羽田地区、梶地区、鶴田地区、牛之浜地区の5地区であります。

地域外の個別案件といたしましては、大字大川が4筆で、大字西目が3筆であります。

それでは、順次説明いたします。

資料の表紙裏の総括表をご覧ください。

( 議案資料にて説明 )

順不動となっている部分もあり、わかりづらいので、別紙資料でご説明いたします。

楠田・前川原地区につきましては、田が78筆、集積面積が88,398㎡、集積率は63.5%となります。

松元地区につきましては、田が37筆、畑が4筆、集積面積45,288㎡、集積率は53%であります。

波留地区につきましては、議事参与の制限に該当する農地を除き、田が70筆、畑が2筆、集積面積が35,392㎡で、集積率は44%であります。

地域の追加分といたしまして、西光地区につきましては、田が8筆、集積面積が12,454㎡であり、これまでの集積率が63.4%となりました。

羽田地区につきましては、田が5筆、集積面積が4,784㎡であり、これまでの集積率が74.4%となりました。

梶地区につきましては、田が21筆、集積面積が20,773㎡であり、これまでの集積率が85.4%となりました。

鶴田地区につきましては、田が1筆、集積面積が739㎡であり、これまでの集積率が59.4%となりました。

牛ノ浜地区につきましては、畑が1筆、集積面積が819㎡であり、これまでの集積率が56%となりました。

地域外につきましては、大字大川の畑4筆、集積面積が2,121㎡、大字西目の畑3筆、集積面積が2,060㎡合計で4,181㎡となります。議事参与の制限に該当する農地を除き、ご説明いたしました。以上になります。

議長 (田嶋 輝男)  
農政課の説明が終わりました。  
これより質疑を許します。  
質疑ございませんか。

委員 (堂後 委員)  
今回に限ったことではありませんが、計画書にあるAからAについても、  
実際に振り込まれるのですか。

農政課 (木原 香太)  
AからAについては、実際の振込はありません。

委員 (堂後 委員)  
資料上で金額を表示していると言う事ですか。

農政課 (木原 香太)  
そうなります。また、別の方に貸す場合の目安となります。

議長 (田嶋 輝男)  
他にありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

それでは、次に〇〇番〇〇〇委員の案件について審議しますで、〇〇番〇〇〇委員は、退席をお願いいたします。

(～〇〇番〇〇〇委員退席～)

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (木原 香太)

議事参与の件について、ご説明いたします。

配分No.110・111・112・113をご覧ください。

田が4筆で1, 295㎡, 貸出者が〇〇〇委員であります。なお、再配分予定者も本人であります。

再配分予定者は本人でありながら、年間賃借料を記載してありますのは、本人が耕作しなくなった場合、移転者との賃借料を設定するときの参考にするため、農地中間管理機構が記載させたものであります。

現在は本人耕作でありますので、農地の特記事項欄には賃借料は相殺と記載することで無料の貸し借りであるという内容となっております。以上です。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件について、変更することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

それでは、次に〇〇番〇〇〇委員の着席を許します。

(～〇〇番〇〇〇委員着席～)

議長 (田嶋 輝男)

**日程第5 議案第 17号 農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (酒井 結華子)

それでは、議案第17号についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。農地法第3条の申請は4件であり、賃借権設定が3件・所有権移転が1件です。

それでは、整理番号1から事件ごとにご説明致します。

整理番号1について、地図は、1ページです。申請譲受人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、妻、父、母と共に水稻、甘藷、果樹を生産されており、年間80日程度、農業に従事されております。申請地は、甘藷を生産する計画であり、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は、申請人の叔父からの贈与による所有権移転であります。  
整理番号2について、地図は、2ページです。申請借人は、〇〇市  
にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、妻と共に水稲及びバレイショを生産されており、  
年間150日程度農業に従事されております。

申請地は、バレイショを生産する計画であり、労働力、下限面積等につ  
いても許可要件を全て満たしております。なお、本件は9043㎡の  
うち4500㎡について賃借権が設定されます。

次に、整理番号3について、地図は、3ページです。申請借人は、社  
会福祉法人〇〇会です。

〇〇会は、生涯福祉サービス事業として施設利用者の就労支援を行っ  
ています。この就労支援のひとつとして、年間200日程度、水稲及び  
果樹を生産する農業を行っています。

これは農地法施行令第2条第1項第1号ハに規定する「社会福祉事業を  
行う社会福祉法人が農地を当該目的に係る業務運営に必要な施設の用に供  
すると認められること。」に該当します。

よって、本件は、農地法第3条第2項ただし書きにより許可することが  
できるものです。

申請地は、水稲を生産する計画であり、労働力、下限面積等についても  
許可要件を満たしております。

なお、本件は、賃貸借権が設定されます。

次に、整理番号4について、地図は、4ページです。申請借人は、株式  
会社〇〇〇〇です。

〇〇〇〇は、障害者総合支援法に規定されている就労継続支援A型事業  
として、年間200日程度、主に甘しょを生産する農業を行っています。

これは、農地法施行令第2条第1項第1号ハに該当しません。

しかし、申請書に農地を適正に利用しないと認められる場合には権利を  
解除する旨の条件付きの賃貸借契約書が添付されていること等農地法第3  
条第3項に掲げる要件を満たしています。

さらに、このことについて、同条第4項の規定による市長への通知を行



い、異議がないとの意見を得ています。

よって、本件は、同条第3項の規定により許可することができるものです。

なお、この許可は、同条第6項により、毎年、利用状況等を当委員会に報告しなければならない旨の条件を付けることとなっております。

申請地は、甘しょを生産する計画であり、労働力、下限面積等についても許可要件を満たしております。

なお、本件は、賃貸借権が設定されます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終了しました。

次に調査員の報告を求めます。

11番委員 (石坂 委員)

農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告します。

4月10日に「5番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』を行いました。

いずれの申請人も農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農に積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

なお、整理番号3については、農地法施行令第2条第1項第1号ハに該当すること、整理番号4については、同法第3条第3項各号のすべての要件を満たすことを確認いたしました。

また、いずれの申請地においても、許可後の耕作による周辺への影響はないと判断いたしました。

したがって、すべての申請の調査結果は、許可相当です。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)  
調査員の報告が終わりました。  
これより質疑を許します。  
質疑ございませんか。

委員 (堂後 委員)  
協議会にしてください。

議長 (田嶋 輝男)  
協議会に切替えます。

( ~ 協議会 ~ ) 9 : 2 5 ~ 9 : 3 0

議長 (田嶋 輝男)  
本会に戻します。  
質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第6 議案第18号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて**を議題といたしますが、本件については、○番○○○○委員の案件になりますので、議事参与の制限に該当します。○番○○○○委員は退席をお願いします。

～ ○番 ○○委員退席 ～

本件は、平成○○年○月○○日付けでなされた、一般住宅目的の売買による所有権移転に対する農地法第5条の許可を申請人の申出により取り消すものです。

農地法第5条許可の取消しに当たっては、対象地の登記名義人が許可前と同一であること及び対象地が原状回復の措置をとるなどして農地としての要件を満たすことが条件となっております。

登記名義人については、申請人が提出した本件取消し願いに添付された登記事項証明書により許可前の所有者と同一であることが確認できます。

また、現況についても、事務局において現地調査を行い、農地法第32条第1項第1号に該当するもの、いわゆる「1号遊休農地」であり、農地性があることを確認しております。

なお、許可取り消し後については、所有者自らが耕作することを確認しております。

よって、本件は農地法第5条の許可を取り消すものであります。

質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

事務局より、ございませんか。

事務局 (上脇 重樹)

補足して、ご説明します。

地図の5頁をご覧ください。本件についての、位置図と地籍図を添付し

てございます。

北側の352㎡部分だけの一般住宅の許可でありました。〇〇年許可当初から転用事業者は、事業に着手されておらず、放置されて現在に至っています。従いまして、耕作をされていない1号遊休農地の状態となります。以上でございます。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りします。ただ今議題となっております議案第18号農地法第5条の規定による許可の取消しについては、許可を取り消すことに御異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については許可を取り消すことに決定いたします。  
それでは、〇番 〇〇〇〇委員の着席を許します。

～ 〇番 〇〇委員着席 ～

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第7 議案第 19号農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。  
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （上脇 重樹）

議案第19号について、説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、1件です。

農業委員会意見書及び審査票並びに地図6ページ及び7ページをご覧ください。

意見書と審査票につきましては、今回から新たに資料として追加させていただきます。

本件は、一般住宅用地及びこれに必要な通路敷地への転用を目的とする売買による所有権移転です。なお、通路敷地は、持分の移転です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から東へ約〇〇〇メートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側です。

申請地は、500メートル以内に市役所三笠支所が存在する農地であり、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇町に居住されている〇〇〇〇氏です。

譲受人は、現在借家住まいであることから、自己居住用の一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、通路及び一般住宅が建設されます。なお、通路については、譲渡人も自らの耕作のための農道として使用されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に県道側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

5番委員 （堂後 委員）

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、報告します。

4月10日、11番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

申請地周辺は、西側は原野、それ以外は畑でした。

計画されている一般住宅は、平家建てであり境界から一定程度離して建築されること、流水処理は県道側溝へ流水させること、土砂等の流出防止のため隣接農地との境界にはコンクリートブロック塀が設置されることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

また、申請地周辺の非農地及び第3種農地を転用目的地として検討されましたが確保できなかったことから申請地以外に適地はないと認められます。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

また、本件は農業委員会ネットワーク機構への意見聴取は不要であります。したがって、調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第8 議案第 20号 非農地証明願いについて**を議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については、「荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査」で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第9 議案第 21号 農用地利用集積計画について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成29年農用地利用集積計画書第4号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成29年5月1日となります。

( 議案資料にて説明 )

以上，農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお，議案第21号平成29年農用地利用集積計画書第4号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより，質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって，本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは，その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。



委員　なし

議長　（田嶋　輝男）  
事務局からは、ありませんか。

事務局（新坂　謙二）  
ございません。

議長　（田嶋　輝男）  
それでは、ほかにはないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻　　9：50